

第4回社会福祉法人会計基準等検討会	
令和8年7月29日	資料5

論点・検討の方向性について

目次

- 1 社会福祉連携推進法人会計基準等の
見直しについて**
- 2 他の法人形態で適用されている会計
基準や会計処理の適用の要否について**

1 社会福祉連携推進法人会計基準等の 見直しについて

1 社会福祉連携推進法人会計基準等の見直しについて

現状・課題

- 社会福祉連携推進法人が行う業務について、新たに、「社会福祉事業、社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする福祉サービス」や「社員法人間の資産（土地・建物）の貸付に関する支援業務」を追加する（令和9年4月施行）。
- 今回追加される業務により、以下の会計基準等について検討が必要であると考えられる。

社会福祉連携推進法人会計基準	介護報酬、障害福祉サービス費等が適切に当該事業運営に充てられているかを確認するために、事業区分ごとの管理や勘定科目の追加等の必要性について検討が必要である。また、資産の貸付業務の追加を反映する必要がある。
社会福祉法人会計基準	資産の貸付業務に関する規定については、社員である社会福祉法人から賃借した対象物件を社会福祉連携推進法人が支援業務に用いることから、勘定科目の追加等の必要性について検討が必要である。

- なお、社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことは限定的であることに留意し、法人に対し、会計書類等の作成に過度な負担を課すことのないよう配慮が必要と考えられる。

論点・検討の方向性

- 今回の社会福祉法改正により、社会福祉連携推進法人が行う業務が追加されることに伴い、「社会福祉連携推進法人会計基準」の改正を視野に、会計に関する事項について論点整理を行う。

論点1（資産の貸付業務の追加）	社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、会計基準、計算書類、勘定科目等についてどのような改正が必要か。また、現行の「資金の貸付業務」と同様、社員社会福祉法人が貸付原資を提供することから社会福祉法人会計基準の改正が必要ではないか。
論点2（社会福祉事業等の追加）	社会福祉連携推進法人が『社会福祉事業等』を行うことを踏まえ、会計基準、計算書類、勘定科目等について、どのような改正が必要か。
論点3（その他）	その他、社会福祉連携推進法人にかかる社会福祉法の改正に伴い、会計基準の改正が必要な点はないか。

(参考) 社会福祉連携推進法人と社会福祉法人の現行制度比較

区分		社会福祉連携推進法人	社会福祉法人
業務		・社会福祉連携推進業務（法第125条） ①地域福祉支援業務 ②災害時支援業務 ③経営支援業務 ④（資金の）貸付業務 ⑤人材確保等業務 ⑥物資等供給業務 ・社会福祉連携推進業務以外の業務（法第132条第3項） - 事業規模が法人全体の過半に満たないこと - 連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと - 社会福祉を目的とする福祉サービス事業でないこと ※社会福祉事業を行うことができない（法第132条第4項）	・社会福祉事業（法第2条、第22条） ・公益事業（法第26条） ・収益事業（法第26条）
業務運営に係る財源		・入会金 ・会費 ・業務委託費 ・寄附金	・実施する社会福祉事業等に係る公的収入（報酬、措置費、給付費等）及び利用者負担分の収入 ・業務委託費 ・寄附金
補助金	事業	社会福祉事業を行うことができず、社会福祉法人のような施設整備は原則想定されない。	施設整備等は法人の事業にとって重要な位置付けにある。
	整備	社会福祉事業を行うことができないため施設整備等のための補助金は原則想定されない。	特に第一種社会福祉事業は施設整備等のための多額の補助金を受ける。
基金		設置できる ※社会福祉法人である社員は拠出できない	設置できない
貸付		実施できる	実施できない ※連携推進法人の社員である社会福祉法人は、連携推進法人に対して貸し付けを行うことが可能
基本財産		任意	必須（法第25条）

論点1 社会福祉連携推進法人の業務(資産の貸付業務の追加)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点1-1) 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表に資産の貸付業務の記載欄が無い場合、様式を変更する必要があると考えられる。
(論点1-2) 資産貸付業務に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、勘定科目の追加の必要があると考えられる。
(論点1-3) 転リース取引の会計処理の明示の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、転リース取引にかかる会計処理について、社会福祉連携推進法人会計基準の改正の必要性を整理する必要があると考えられる。 ○また、社会福祉連携推進法人において、新リース会計基準の適用の必要性について検討し、会計基準について併せて整理する必要があると考えられる。
(論点1-4) 社会福祉法人会計基準における勘定科目の追加の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、社会福祉法人会計基準の勘定科目について追加の必要があると考えられる。

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
（論点1－1） 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には資産の貸付業務の記載欄が無いいため、様式を変更する必要があると考えられる。 ○ 損益計算書内訳表の「社会福祉連携推進事業会計」の中に「資産の貸付業務」を追加してはどうか。

○社会福祉連携推進法人会計基準
（令和三年厚生労働省令第百七十七号）

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（案）現行の「貸付業務」を
「資金の貸付業務に変更」

（単位：円）

勘定科目		社会福祉連携推進事業会計								その他の 業務会計	法人 会計	合計
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通	小計			
収益	受取会費											
	業務収益											
	社会福祉連携推進業務収益											
	社会福祉連携推進業務受取利息											
	その他業務収益											
	補助金等収益											

（案）
「資産の貸付業務」を追加

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点1－2) 資産の貸付業務に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、勘定科目の設定が必要か検討する必要がある。 ○ 現行、社会福祉連携推進法人の勘定科目は、一般社団法人の勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつ、また、計算書類の勘定科目については、中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとされている。 ○ 「社会福祉連携推進法人会計基準」中、（作成上の留意事項）において、「本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。」と規定されていることから、 ・ <u>社会福祉法人と同様、会計基準として勘定科目を設定する</u> 若しくは、 ・ <u>勘定科目の追加・修正を可能として、固有の勘定科目を設けずに、</u> <u>通知等で仕訳例を示す</u> <u>ことなどが考えられる。</u>

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点

（論点1－3）
転リース取引の会計
処理の明示の必要が
あるか。

検討の方向性

①新リース基準の適用について

- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」により、企業会計におけるリース会計基準が改正され、国際的な会計基準と同様、新リース会計基準において借り手は、リース取引について「使用权資産」と「リース債務」を貸借対照表に計上することになる。※2028年3月期より原則適用、2026年3月期より早期適用可能とされている。
- この点、社会福祉連携推進法人においては、上場企業等と同水準の会計処理は不要と考えられ、また、新リース会計基準導入に伴う負担が大きいことが想定されることから、新リース会計基準の導入は不要ではないか。

②転リース取引について

- 社会福祉連携推進法人における資産の貸付業務は、契約内容によっては「解約不能（ノンキャンセラブル）」及び「フルペイアウト」といったファイナンス・リースに該当し得る形式的要素を有しており、また、同一物件を第三者に概ね同一条件で再リースする構造を踏まえると、形式的には転リース取引に該当する側面を有する。
しかしながら、本スキームにおいては、社会福祉連携推進法人は資産の使用・用途・利用主体を独立して決定する裁量を有しておらず、また資産の価値変動リスクや残存価値リスクも実質的に負担していない。このため、当該社会福祉連携推進法人が資産の使用权を実質的に支配しているとは認められない。
- したがって、社会福祉連携推進法人においては借手としてのファイナンス・リース取引は成立せず、これを前提とする転リースの会計処理（使用权資産、リース債務、リース債権等の計上）は適用しない整理としてはどうか。
- なお、本取扱い取引の実質に基づく判断によるものであるが、重要性の観点からも追加的な転リースに係る会計処理の明示は要しないものと考えられる。

(論点 1 - 3)

転リース取引の会計処理の明示の必要があるか。

(参考) 企業会計基準適用指針第16号 リース取引に関する会計基準の適用指針

※公益財団法人財務会計基準機構、企業会計基準委員会の公表物から転載

転リース取引

47. リース物件の所有者から当該物件のリースを受け、さらに同一物件を概ね同一の条件で第三者にリースする取引（以下「転リース取引」という。）であって、借手としてのリース取引及び貸手としてのリース取引の双方がファイナンス・リース取引に該当する場合、貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上することとなるが、支払利息、売上高、売上原価等は計上せずに、貸手として受け取るリース料総額と借手として支払うリース料総額の差額を手数料収入として各期に配分し、転リース差益等の名称で損益計算書に計上する。

なお、リース債権又はリース投資資産とリース債務は利息相当額控除後の金額で計上することを原則とするが、利息相当額控除前の金額で計上することができる。

リース取引開始日

(借) リース投資資産 × × (貸) リース債務 × ×

回収日

(借) 現金預金 × × (貸) リース投資資産 × ×
預り金 × ×
転リース差益 × ×

支払日

(借) リース債務 × × (貸) 現金預金 × ×
預り金 × ×

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点1－4) 社会福祉法人会計基準における勘定科目の追加の必要があるか。	○ <u>社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、社会福祉法人側で以下の勘定科目を設定してはどうか。</u> (案) ・ 社会福祉連携推進業務賃貸収入 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸支出 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸収益 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸費用

(参考) 社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令 (令和3年11月12日)

別表第一 資金収支計算書勘定科目 (第十八条関係)

収入の部

事業活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
受取利息配当金収入		
<u>社会福祉連携推進 業務貸付金受取利 息収入</u>		
(略)	(略)	(略)
施設整備等による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
設備資金借入金収入		
<u>社会福祉連携推進 業務設備資金借入 金収入</u>		
(略)	(略)	(略)

その他の活動による収入		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
役員等長期借入金収入		
<u>社会福祉連携推進 業務長期運営資金 借入金収入</u>		
長期貸付金回収収入		
<u>社会福祉連携推進 業務長期貸付金回 収収入</u>		
(略)	(略)	(略)

支出の部

事業活動による支出		
大区分	中区分	小区分
(略)	(略)	(略)
支払利息支出		
<u>社会福祉連携推進 業務借入金支払利 息支出</u>		

論点2 社会福祉連携推進法人の業務(社会福祉事業等の追加)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点2-1) 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には社会福祉事業等の記載欄が無いいため、様式を変更する必要があると考えられる。
(論点2-2) 社会福祉事業等に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、勘定科目の設定の必要性について整理する必要があると考えられる。
(論点2-3) その他の業務から生じた収益の取扱いについて、計算書類の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合、法人の設立目的である社会福祉連携推進業務以外として、その他の業務に含まれることとなるが、その他の業務には収益の1/2を社会福祉連携推進事業に振り替える規定が設けられている。 ○ しかし、現状の計算書類では振替を反映できる様式となっていないため、法人の内部管理資料に委ねる形式となっており、また会計処理が示されていないことから、計算書類の様式を整備する必要があると考えられる。
(論点2-4) 国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、国庫補助金等特別積立金等の会計処理について、社会福祉連携推進法人会計基準の改正の必要性を整理する必要があると考えられる。

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点2-1) 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には社会福祉事業等の記載欄が無いいため、様式を変更する必要があると考えられる。 ○ <u>以下の案のように様式を変更してはどうか。</u>

○社会福祉連携推進法人会計基準
(令和三年厚生労働省令第百七十七号)

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

(案)「社会福祉事業等」と「その他」の2つに分ける

勘定科目			社会福祉連携推進業務会計							その他の 業務会計	法人 会計	合計
			地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通			
収益		受取会費										
		業務収益										
		社会福祉連携推進業務収益										
		社会福祉連携推進業務受取利息										
		その他業務収益										
		補助金等収益										

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点2-2) 社会福祉事業等に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、勘定科目の設定が必要か検討する必要がある。 ○ 現在の社会福祉連携推進法人の勘定科目は、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつも、社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、また、一般社団法人としても、社会福祉法人のように勘定科目の体系が統一的に定められているわけではないことから、利用者や補助金などに関連する科目は設定していない。また、計算書類の勘定科目については、中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとされている。 ○ 「社会福祉連携推進法人会計基準」中、（作成上の留意事項）において、「本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。」と規定されていることから、 ・ <u>社会福祉法人と同様、会計基準として勘定科目を設定する</u> ・ <u>若しくは、</u> ・ <u>勘定科目の追加・修正を可能として、固有の勘定科目を設けずに、</u> <u>通知等で仕訳例を示す</u> <u>ことなどが考えられる。</u>

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点2－3) その他の業務から生じた収益の取り扱いについて、計算書類の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が『社会福祉事業等』を行うことを可能とした場合、法人の設立目的である社会福祉連携推進業務以外として、『その他の業務』に含まれることとなるが、『その他の業務』には収益の1/2を社会福祉連携推進事業に振り替える規定が設けられている。 ○ しかし、現状の計算書類では振替を反映できる様式となっていないため、法人の内部管理資料に委ねる形式となっており、また会計処理が示されていない。 ○ 社会福祉連携推進法人において実施される社会福祉事業等については、当該振替の対象とはならないが、その他の業務区分には含まれるため、計算書類の様式を整備する必要がある。 ○ <u>したがって、次葉のように他勘定振替額の設定をしてはどうか。</u> (参考)「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」 連携推進法人は、次に掲げる財産につき、正当な理由がある場合を除き、社会福祉連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならない。 ①～③ (略) ④社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行ったその他業務から生じた収益に100分の50を乗じて得た額に相当する財産 ⑤～⑦ (略)

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

社会福祉連携推進法人会計基準（令和三年厚生労働省令第百七十七号）

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目	社会福祉連携推進業務会計							その他の 業務会計	法人 会計	合計
	地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通			
特別費用計(9)										
特別増減差額(10)=(8)-(9)										
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)										
法人税、住民税及び事業税(12)										
法人税等調整額(13)										
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)										

「他会計振替額（仮）」
を追加

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

（参考）地域医療連携推進法人会計基準（平成二十九年厚生労働省令第十九号）の例

様式第七号

地域医療連携推進法人名

所在地

純資産増減計算内訳表

（平成____年____月____日から平成____年____月____日まで）

（単位：円）

科目	医療連携推進業務会計				その他業務会計				法人会計	合計
	〇〇事業	□□事業	共通	小計	△△事業	◇◇事業	共通	小計		
1. 経常損益の部										
(1) 経常収益										
特別損失計										
他会計振替額										
税引前当期純利益										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
当期純利益										
基金増減額										
期首純資産残高										
期末純資産残高										

（作成上の留意事項）

- ・表中の勘定科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められる科目については、追加することができるものとする。

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
（論点2－4） 国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人とは公益性の観点など法人格も異なることから、国庫補助金等に関する取扱いについても社会福祉法人と同水準の規制が求められるものではなく、また、社会福祉法人の資金使途制限に関する通知からも範囲外となっている。しかしながら、国庫補助金等については、法人のガバナンスの観点から会計基準における規定の必要性について検討が必要と考えられる。 ○ 現状は、社会福祉事業等を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則として想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような国庫補助金等特別積立金の会計処理は規定していないが、社会福祉事業等を実施するのであれば、国庫補助金等特別積立金等の会計処理を規定することについて、検討する必要がある。 ○ また、注記や附属明細書の追加の必要性についても検討する必要がある。 注記については、社会福祉法人会計基準における計算書類等の種類、国庫補助金等特別積立金の取崩し、担保資産に関することは規定していない。 附属明細書は、固定資産明細書、引当金明細書、資金収支明細書、社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書の4種類のみとなっている。 ○ 一般社団法人においては、社会福祉法人のように勘定科目の体系が統一的に定められているわけではないが、社会福祉連携推進法人においては、規定する必要があるか。

〈「注記」「附属明細書」の比較表〉

号	注記事項の内容（要約）	社会福祉法人	社会福祉連携推進法人	一般社団法人 （企業会計）
注記	国庫補助金等特別積立金の取崩し（理由・金額）	規定あり	国庫補助金等特別積立金の制度なし	
附属明細書	国庫補助金等特別積立金明細書	規定あり	国庫補助金等特別積立金の制度なし	

論点3 社会福祉連携推進法人の業務(その他)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点3) その他	その他改正が必要な論点がないか網羅的に検討する。

2 他の法人形態で適用されている会計 基準や会計処理の適用の要否について

社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点４－１) 新リース会計基準の適用の可否について	○ 社会福祉法人において、新リース会計基準の適用の必要性について検討する必要がある。
(論点４－２) こども誰でも通園制度にかかる勘定科目の追加について	○ 2026年4月1日より、こども誰でも通園制度が開始されたが、現状、勘定科目の設定を行っていない。 ○ 新たな勘定科目の設定が必要か、また、その場合には勘定科目の名称について検討する必要がある。
(論点４－３) 満期保有目的の債券について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」（局長通知）において、満期保有目的の債券を「一部」売却した場合の取り扱いについて規定しているが、「全部」を売却した上で変更を行った年度及びその翌年度において取得した場合には、満期保有目的の債券として処理している事例があるため、全部の売却を想定した規定の必要性について検討する必要がある。
(論点４－４) 偶発債務に関する注記について	○ 社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付制度における法人保証について、注記の必要性を検討する必要がある。
(論点４－５) その他	○ 勘定科目の追加等について網羅的に検討する。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点4-1) 新リース会計基準の適用の要否について	○ 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下、「新リース会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」の公表により、企業会計におけるリース会計基準が改正され、国際的な会計基準と同様に、新リース会計基準において借り手は、リース取引について「使用权資産」と「リース債務」を貸借対照表に計上することになる。（2028年3月期より原則適用、2026年3月期より早期適用可能） ○ 現行の社会福祉法人会計基準では「企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。」と規定されているが、旧リース会計基準の会計処理方法が明記されており、整合が取れていない。 ○ このため、社会福祉法人会計基準における新リース会計基準の適用の有無について明確にする必要がある。 ○ <u>社会福祉法人においては、上場企業等と同水準の会計処理は不要と考えられ、新リース会計基準導入に伴う負担が大きいと想定されることから、新リース会計基準の導入は不要ではないか。</u>

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

リース会計基準

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する 運用上の留意事項について」(抄)

20 リース会計について

(1) リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に**従って**行われる。
社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに**準じて**行うこととなる。

「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について」

10 リース会計について

(1) リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に**従って**行われる。
社会福祉連携推進法人においてもリース取引の会計処理はこれに**準じて**行うこととなる。

(参考) 新リース会計基準の適用イメージ

- 新リース会計基準では、原則すべてのリース契約を「使用権資産」と「リース負債」として貸借対照表に計上するルールであり、従来の賃借料処理は見直され、損益計算書上は、減価償却費と支払利息費用が計上される。これにより、国際的な会計基準と整合的であり、財務の透明性は向上する一方で、資産・負債の増加や財務指標への影響、契約管理などの実務負担が大きくなることが考えられる。

旧リース会計基準
(企業会計基準第13号)

資産	負債
	純資産

支払賃借料

貸借対照表

損益計算書

新リース会計基準

使用権資産	リース負債
資産	負債
	純資産

減価償却費 支払利息

貸借対照表

損益計算書

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点4－2) こども誰でも通園制度にかかる勘定科目の追加について	○ 2026年4月1日より、こども誰でも通園制度が開始されたが、現状は勘定科目の設定が行われていない。 ○ 新たな勘定科目の設定が必要か、また、その場合には勘定科目の名称について検討する必要がある。「社会福祉法人会計基準省令」(平成28年厚生労働省令第79号)別表第一及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知)別添3の改正等について検討する。 ○ <u>こども誰でも通園制度について、保育所等と併設される場合が多いと考えられるため、一般的には、保育事業として会計処理することとなるが以下のような勘定科目の設定が必要ではないか。</u> - 案：資金収支計算書(第一号第四様式) －事業活動による収入 －保育事業収入 －乳児等支援給付費収入 －乳児等支援給付費収入 －利用者負担金収入 －その他の収入 - 事業活動計算書(第二号第四様式) －サービス活動増減の部 －保育事業収益 －乳児等支援給付費収益 －乳児等支援給付費収益 －利用者負担金収益 －その他の収入

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点4－3) 満期保有目的の債券 の売却について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」(局長通知)において、満期保有目的の債券を「一部」売却した場合の取り扱いについて規定しているが、 <u>「全部」を売却した上で変更を行った年度及びその翌年度において取得した場合には、満期保有目的の債券として処理している事例があるため、全部の売却を想定した規定が必要ではないか。</u>

別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い

1 5 満期保有目的の債券について(会計基準省令第4条第5項関係)

(2) 保有目的の変更について

満期保有目的の債券への分類はその取得当初の意図に基づくものであるので、取得後の満期保有目的の債券への振替は認められない。満期保有目的の債券に分類している債券のうち、その**一部**を満期保有目的の債券以外の有価証券への振替又は償還期限前に売却を行った場合には、満期まで保有する意思を変更したものととして、他の満期保有目的の債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。さらに、当該変更を行った年度及びその翌年度においては、新たに取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。ただし、債券の発行者の信用状態の著しい悪化等により、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合は、満期まで保有する意思を変更したものとしない。したがって、保有目的の変更を行う必要はない。

(参考) 2 社会福祉法人会計基準等検討会 (第 2 回) 令和 3 年 2 月 1 5 日
資料 2. 貸借対照表に関する事項 (1 / 4)

論点	現状	対応の方向性
(1) 満期保有目的の債券の保有目的の変更について ○本会計処理は、企業会計基準において、満期保有目的の債券に分類された債券について、償還期限前に売却を行った場合、満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えるもの。保有目的を変更することにより、原価評価から時価評価に変更される。	○社会福祉法人会計基準においては、局長通知において、満期保有目的の債券についての規定※があるが、償還期限前に売却を行った場合の取扱いについては記載がない。 ※満期保有目的債券は原価評価であること、取得後の満期保有目的の振替は認められないことなど。 【参考】 ・公益法人会計基準 記載なし ・学校法人会計基準 記載なし	○社会福祉法人会計基準において、満期保有目的の債券を償還期限前に売却を行った場合、<u>満期保有目的の債券に分類された残りの全ての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える会計処理を社会福祉法人に求めることを局長通知で明確にしてはどうか。</u> (理由) ・満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券である。従って、法人が時価等の変動や法人の資金繰り如何で償還期限前に売却を行った場合、満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力が認められるとは言えず、保有目的の変更があったと捉えて然るべきであるため。 ・実務上、基本財産を満期保有目的の債券に分類し、償還期限前に売却している事例が見受けられ、会計上の取扱いを明確にする必要があるため。 ・本取扱いは、社会福祉法人が満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合の会計上の取扱いを明確にするものであり、すべての法人に新たな負担を求めるものではないため。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・検討の方向性

論点	検討の方向性
(論点4－4) 偶発債務に関する注記について	○「介護福祉士修学資金等貸付制度」においては、実施主体である社会福祉協議会等が貸付を実施する際に、貸付けを受けようとする者は保証人を立てる必要があり、制度上、未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないとされている一方、それ以外については保証能力のある個人又は法人でも差し支えないこととされている。 ○ このことについて、近年、貸付けを受けようとする者が、外国人介護人材などの場合に、就労(予定)先の社会福祉法人が法人保証をする機会が増えているとの声がある。 ○ 当該貸付制度は、一定期間、介護業務等の返還免除対象業務に従事することにより、貸付額に係る返還の債務免除の仕組みが設けられているが、外国人介護人材の採用に積極的な法人においては、保証債務残高が相当程度積み上がる状況にある。 ○ 今後も、外国人介護人材の増加が見込まれ、<u>注記の重要性が増してくることから、計算関係書類に偶発債務として注記をする方が望ましいと考えられる。そこで、注記項目について通知の改正や注記例の作成が必要ではないか。</u>

社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点４－５) その他	その他改正が必要な論点がないか網羅的に検討する。